

◎少年法の一部を改正する法律

(平成二〇年六月一八日法律第七一号)

一、提案理由(平成二〇年五月二三日・衆議院法務委員会)

○鳩山国務大臣 少年法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

少年審判手続において、被害者やその遺族の方々への配慮を充実させることは極めて重要であり、これまでもさまざまな取り組みが行われてきましたが、多くの被害者等にとって、その被害から回復して平穏な生活に戻るためには依然としてさまざまな困難があることが指摘されています。

このような現状を踏まえ、平成十六年には犯罪被害者等のための施策の基本理念等を定めた犯罪被害者等基本法が成立し、これを受けて平成十七年に閣議決定された犯罪被害者等基本計画には、法務省において、平成十二年に改正された少年法のいわゆる五年後見直しの検討において、少年審判の傍聴の可否を含め、犯罪被害者等の意見、要望を踏まえた検討を行い、その結論に従った施策を実施することが掲げられております。

また、少年法第三十七条第一項に掲げる成人の刑事事件に、

少年法の一部を改正する法律

より適切に対処するため、その裁判権を家庭裁判所から地方裁判所等に移管することが必要であるとの指摘がかねてからなされております。

そこで、この法律案は、犯罪被害者等基本法等を踏まえ、少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護等を図るため、少年法を改正し、所要の法整備を行うおとするものであります。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、被害者等による少年審判の傍聴を許すことができる制度を創設するものであります。

すなわち、家庭裁判所は、殺人事件等一定の重大事件の被害者等から、審判期日における審判の傍聴の申し出がある場合において、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その申し出をした者に対し、これを傍聴することを許すことができることとしております。

第二は、被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲を拡大するものです。

すなわち、少年保護事件の被害者等には、原則として、記録の閲覧または謄写を認めることとともに、閲覧または謄写の対象記録の範囲を拡大し、非行事実に係る部分以外の一定

少年法の一部を改正する法律

二二八

の記録についてもその対象とすることとしております。

第三は、被害者等の申し出による意見の聴取の対象者を拡大し、被害者の心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族または兄弟姉妹をもその対象者とするものです。

第四は、成人の刑事事件に関し、少年法第三十七条第一項に掲げる罪に係る第一審の裁判権を、家庭裁判所から地方裁判所等に移管するとともに、家庭裁判所が少年保護事件の調査または審判により同項に掲げる事件を発見したときの通知義務について規定した同法第三十八条を削除するものです。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(平成二〇年六月三日)

○下村博文君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護等を図るため、所要の法整備を行うとするもので、その

主な内容は、次のとおりであります。

まず第一に、殺人事件等一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度を創設することとしております。

第二に、被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲を拡大することとしております。

第三に、被害者の心身に重大な故障がある場合における被害者の配偶者等についても、被害者等の申し出による意見の聴取の対象者とするとしております。

第四に、成人の刑事事件に関し、児童福祉法違反の罪等に係る第一審の裁判権を、家庭裁判所から地方裁判所等に移管することとしております。

本案は、去る五月二十二日本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、翌二十三日鳩山法務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十七日質疑に入り、三十日参事人から意見を聴取しました。

同日、本案に対し、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の共同提案により、十二歳未満の触法少年に係る事件の審判を傍聴の対象から除外すること等を内容とする修正案が提出され、提出者から趣旨の説明を聴取し、原案及び同修正案に対する質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を

行い、採決の結果、賛成多数をもって修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二〇年五月三〇日)

○細川委員 たいま議題となりました修正案につきまして、提案者を代表いたしましたして、その提案の趣旨及び内容を御説明いたします。

政府提出法律案は、平成十六年に犯罪被害者等基本法が議員立法として全会派一致により成立したことなどを踏まえ、少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るための法整備を行うものです。

衆議院本会議及び本委員会における政府案に対する質疑全体を通じて、少年の健全育成を図るといふ少年審判の目的を損なうことなく、いかなる形で犯罪被害者等の権利利益の実現を図ることができるかということが各党一致した問題意識であったと思われま。

そこで、このような共通認識を基盤として、自由民主党、民
主党・無所属クラブ及び公明党の与野党三党派が協議を行った結果、三党派合意案として本修正案を提出することとした次第

少年法の一部を改正する法律

であります。

次に、本修正案の内容について申し上げます。

第一に、被害者等による少年審判の傍聴の要件及び手続について、次の三項目の修正を行うことといたしております。

その一は、少年の健全な育成を妨げるおそれがないことを判断基準として明示することとしております。

その二は、傍聴する被害者等の座席の位置、職員の配置などを定めるに当たって、少年の心身に及ぼす影響に配慮することとしております。

その三は、被害者等の傍聴を許す際に、弁護士である付添人の意見を聞くこと、加えて、意見を聞く際に弁護士である付添人がないときは、少年及び保護者が弁護士である付添人を必要としない旨の意思を明示したときを除き、弁護士である付添人を付さなければならぬものとしております。

第二に、触法少年に係る事件の傍聴について、特別の規定を設けております。すなわち、十二歳未満の少年に係る事件を傍聴の対象から除外するとともに、十二歳以上の触法少年については、傍聴を許すか否かを判断するに当たり、一般に精神的に特に未成熟であることを十分考慮することとしております。

第三に、家庭裁判所による被害者等に対する審判の状況の説明について、規定を設けております。

最後に、この法律の施行後三年を経過した場合における、被害者等による少年審判の傍聴に関する規定などの施行状況についての検討規定を設けております。

以上が、修正案の趣旨及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二〇年五月三〇日)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇の保障という犯罪被害者等基本法の基本理念を十分に尊重しつつ、少年の健全な育成という少年法の目的の達成に努めること。

二 犯罪被害者等による少年審判の傍聴は、審判に支障が生じない範囲で認められるものであることを踏まえ、少年が萎縮し率直な意見表明ができなくなることはないよう、広めの審判廷の使用、座席の配置の工夫その他の配慮について周知すること。

三 犯罪被害者等が別室でモニターにより少年審判を傍聴する方法については、その利点及び問題点を検証し、導入の可否について幅広い検討を行うこと。

四 犯罪被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大については、社会記録が少年や関係者のプライバシーに深くかわる内容を含むものであるとして引き続きその対象から除外された趣旨を踏まえ、法律記録の閲覧又は謄写をさせることの相当性の判断をする場合においても少年や関係者のプライバシーの保護に十分留意されるよう右の趣旨を周知すること。

五 犯罪被害者等に対する情報の提供その他の犯罪被害者等を支援する施策については、個々の事情に応じたきめ細かい配慮を行いつつ、その充実に努めること。

三、参議院法務委員長報告(平成二〇年六月一日)

○遠山清彦君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度の創設、被害者等による記録の閲覧及び謄写の要件の緩和等を行うほか、成人の刑事事件により適切に対処するため、その管轄を家庭裁判所から地方裁判所等へ移管する等の所要の規定を整備しようとするものであります。

なお、衆議院において、傍聴の対象となる少年審判の下限年齢の設定、弁護士である付添人からの意見の聴取、被害者等に対する審判状況の説明等について修正が行われております。

委員会におきましては、改正の趣旨と少年法の理念との関係、傍聴許可の判断基準、修正案で十二歳未満の少年事件の傍聴を禁止した趣旨、家庭裁判所における人的・物的体制整備の必要性等について質疑を行うとともに、参考人からの意見聴取が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局した後、討論に入りましたところ、日本共産党の仁比委員、社会民主党・護憲連合の近藤委員より、それぞれ本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二〇年六月一〇日)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇の保障という犯罪被害

少年法の一部を改正する法律

害者等基本法の基本理念を十分に尊重しつつ、今後とも少年の健全な育成という少年法の目的が確実に達成されるよう努めること。

二 犯罪被害者等による少年審判の傍聴は、審判に支障が生じない範囲で認められるものであることを踏まえ、少年が萎縮し率直な意見表明ができなくなることがないように、広めの審判廷の使用、座席配置の工夫等適切な審判廷の在り方について検討の上周知すること。

三 犯罪被害者等が別室でモニターにより少年審判を傍聴する方法については、犯罪被害者等からの要望等を勘案しつつその利点及び問題点を検証し、幅広い検討を行うこと。

四 犯罪被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大については、社会記録が少年や関係者のプライバシーに深くかかわる内容を含むものであるとして引き続きその対象から除外された趣旨を踏まえ、法律記録の閲覧又は謄写をさせることの相当性の判断をする場合においても、少年や関係者のプライバシーの保護に十分留意する旨周知すること。

五 犯罪被害者等による少年審判の傍聴や犯罪被害者等への少年審判の状況の説明の適切かつ円滑な実施等のために、家庭裁判所がその責務を十分に担えるよう、家庭裁判所調査官、裁判所書記官等の増員、広い審判廷の確保その他の必要な人

少年法の一部を改正する法律

的・物的体制の整備・拡充に努めること。

六 少年審判手続における犯罪被害者等への配慮に関する制度の在り方についての検討に資するため、関係省庁は、国会に対し、本法に基づく犯罪被害者等による審判の傍聴、記録の閲覧・謄写、犯罪被害者等への審判の状況の説明等の実施状況等について、適時、積極的に情報提供をすること。

七 犯罪被害者等基本法の基本理念を踏まえ、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、関係機関は連携して、幅広い分野における支援・救済措置の充実に努めること。
右決議する。